

宮崎県農薬管理指導士認定事業実施要領

昭和62年11月10日

農政水産部 農業普及技術課

第1 目的

本事業は、「農薬取扱業者に係る資質向上対策の強化について」（昭和62年2月6日付け61農蚕第6166号）に基づき、農薬販売者及び農薬による防除を業務とする防除業者、ゴルフ場管理者、農薬使用者に対して指導的立場にある者等（以下「農薬取扱者」という。）に対して、農薬に関する専門的な研修を実施するとともに試験を課し、一定水準の知識を有する者を農薬管理指導士として認定することにより、農薬取扱者の資質向上を図り、もって農薬の安全使用の推進を図ることを目的とする。

第2 事業の実施

1 農薬管理指導士の任務

農薬管理指導士は、農薬の販売業務に当たっては、農薬使用者に対し次に掲げる事項について指導または助言を行い、防除業務に当たっては、農薬取締法（昭和23年法律82号）その他農薬に関する法令等を遵守すると共に次に掲げる事項に留意し、適正な防除業務を推進するものとする。

- (1) 農薬の特性に関する正しい知識
- (2) 農薬取締法第25条に規定する農薬使用基準の遵守
- (3) 農薬使用に伴う人畜に対する危被害及び環境汚染の防止
- (4) 病虫害及び雑草の防除等に関する正しい知識
- (5) 県が定めた病虫害雑草防除指針の遵守
- (6) 農薬取締法第26条に規定する水質汚濁性農薬に関する安全使用
- (7) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）により毒物または劇物の指定を受けた農薬の適正な取扱及び安全使用
- (8) 事故例が多く特に注意を必要とする農薬の安全使用
- (9) その他農薬の安全使用に関する事項で県が特に必要と認めるもの

2 農薬管理指導士の認定等

(1) 農薬管理指導士認定委員会の設置

県は農薬管理指導士認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置し、(2)及び(3)で定める研修カリキュラムの策定及び農薬管理指導士認定試験（以下「認定試験」という。）の合否審査等を行うものとする。

(2) 研修の実施

研修の種類は、新たに農薬管理指導士の認定を受けようとする者に対して実施する農薬管理指導士養成研修（以下「養成研修」という。）及び当該年度に農薬管理指導士の認定期間が満了し、認定期間を更新しようとする者（以下「更新対象者」という。）に対して実施する農薬管理指導士認定更新研修（以下「更新研修」という。）とする。

① 養成研修および更新研修の受講資格について

勤務する事業所の所在地（以下「事業所」という。）が県内にある者、または事業所が県外であるが県内で業務を行うことが多く、県が宮崎県農薬管理指導士に相当であると認める者。

併せて、養成研修の受講資格は、次のいずれかによるものとする。

- ・ 養成研修及び更新研修の受講日を基準として満20歳以上の農薬販売者またはその従業員で現に農薬の販売業務に従事している者のうち実務経験が概ね2年以上の者。
- ・ 養成研修及び更新研修の受講日を基準として満20歳以上の防除業者またはその従業員及びゴルフ場従業員で、現に防除業務に従事している者のうち、実務経験が概ね2年以上の者。
- ・ 養成研修及び更新研修の受講日を基準として満20歳以上の農薬使用者に対して指導的立場にある者で、実務経験が概ね2年以上の者。

② 研修の受講申請について

養成研修及び更新研修を受講しようとする農薬取扱者は、別記様式第1号または第2号に定める申込書に所定事項を記載のうえ、県に受講の申請をするものとする。

県は、①の要件を満たす場合に限りこれを受理する。

③ 研修受講の猶予

特別な事情により更新研修に参加できない更新対象者は、別記様式第3号に定める猶予願を県に提出することにより、認定期間が満了する年度の次年度まで研修受講が猶予されるものとする。

④ 研修のカリキュラムについて

研修のカリキュラムについては、必要に応じて、認定委員会において内容を検討するものとし、養成研修については別表1を、更新研修については別表2を標準とする。

⑤ 研修会の委託

養成研修及び更新研修の実施は、一般社団法人宮崎県植物防疫協会に委託するものとする。

(3) 農薬管理指導士認定試験の実施

① 認定試験の実施

(2)による養成研修の終了者に対して、研修内容の取得の度合いを判定するための認定試験を実施するものとする。

但し、毒物劇物取扱責任者資格を有し、かつ、農薬取扱者関係団体が実施する中央研修を修了した農薬取扱者にあつては、農薬管理指導士に準ずるものとして取扱い、別記様式第4号に定める認定試験免除願の提出があつた場合、試験は免除する。

② 試験問題等

試験問題の策定は認定委員会において行い、試験項目、判定基準、出題要領、出題数、配点については、別表3を標準とする。

③ 試験時間及び採点、合否基準試験時間は概ね1時間とし、採点は100点満点で行う。

合格ラインは概ね70点とするが、設問の難易度等により認定委員会において最終的に判断・決定する。

(4) 農薬管理指導士の認定及びその更新

- ① 認定試験の結果について認定委員会の審査を経たのち合格者を決定し、これを農薬管理指導士として認定するものとする。
- ② 農薬管理指導士の認定期間は、認定を受けた日から3年を経過した年度の末日までとする。
- ③ 認定期間が満了する年度の農薬管理指導士は(2)の更新研修を受講した場合に、認定資格を更新出来るものとする。更新後の認定期間は認定期間満了の翌日から3年間とする。
- ④ 宮崎県以外の都道府県で農薬管理指導士またはこれと同等の資格の認定を受けた者が勤務地の変更により第2の2の(2)の①の要件を満たしたときは、第4の手続きをもって、この要綱に基づく宮崎県農薬管理指導士と認定する。なお、その認定期間は勤務地の変更前に有した資格の認定期間までとする。

(5) 認定証の交付、再交付及び返納について

- ① 農薬管理指導士として認定したものに対して別記様式第5号に定める認定証を交付するものとする。
- ② 知事は、要領第2の(4)の③により農薬管理指導士の認定期間を更新した者に対しては、認定書にその旨(別紙1)を記載するものとする。
- ③ 認定証を紛失または汚損した農薬管理指導士は、別記様式第6号により、県にその旨届けて認定証の再交付を申請できる。
- ④ 農薬管理指導士である者が、販売業若しくは防除業等を廃止した場合または販売業務若しくは防除業務等に携わらなくなった場合、または(6)に定める認定取消措置を受けた場合は、認定証を速やかに県に返納しなければならない。

(6) 認定の取消

農薬管理指導士が農薬取締法に違反した場合、その他、農薬管理指導士としてふさわしくない行為があったと認められた場合は、認定委員会の意見を聴いて農薬管理指導士の認定を取り消すことができるものとする。

3 農薬管理指導士に対する援助

県は農薬管理指導士に対して、任務の円滑な遂行が図れるよう、農薬の安全使用等に関する情報等の提供、助言、指導、その他の援助を行うものとする。

第3 農薬管理指導士を設置している旨の店頭標示について

農薬管理指導士を設置している農薬販売者または防除業者等は、県が別に定める標示(別紙2)を店頭に掲げることができるものとする。

第4 農薬管理指導士の認定事項の変更について

- 1 農薬管理指導士が認定証に記載している事項を変更した場合は、速やかに変更後の内容を記載した別記様式第7号を県に提出しなければならない。なお、第2の2の(4)

の④に該当する者が提出する場合は、宮崎県以外の都道府県で認定を受けた農薬管理指導士またはこれと同等の資格の証の写しを添付するものとする。

2 県は、1の提出があった場合、住所変更等の軽微な変更を除き、必要に応じて、変更後の内容を反映した認定証を交付するものとする。

3 1の場合において、県外からの変更の届け出である場合は、県は当該届け出をした農薬管理指導士の従前の資格を管轄する都道府県に対してその旨通知するものとする。

第5 農薬管理指導士の認定及び認定証に係る手続きについて

第2の2の(2)、(3)及び(5)、第4の1に係る別記様式第1～7号の申請については、次に定める対応で行うものとする。

①宮崎県電子申請システム

②郵送

③電子メール

④FAX

⑤持参

第6 その他

本実施要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項は別に定める。

附 則

平成 8年11月27日一部改正

平成12年 9月12日一部改正

平成15年11月28日一部改正

平成20年 5月 1日一部改正

平成24年 3月 7日一部改正

平成27年 3月 6日一部改正

令和 元年 9月12日一部改正

令和 3年 4月 1日一部改正

令和 6年 9月21日一部改正

別表1

養成研修カリキュラム

科目	研修内容
1. 植物防疫一般	植物防疫及び農薬行政に関する知識
2. 農薬一般	農薬の種類、特性、農業生産に果たす役割等
3. 関係法令	1) 農薬取締法に基づき、農薬取扱者が遵守すべき事項、農薬の安全確保に関する事項等 2) 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物又は劇物に指定された農薬の販売、保管管理に関して遵守すべき事項
4. 病虫害、雑草防除等	1) 病虫害、雑草の種類及び農薬の使用方法に関する知識 2) 農薬散布技術、防除機に関する知識
5. 農薬の安全性評価及び各種基準	1) 農薬の安全性評価の方法に関する知識 2) 農薬の残留基準等設定の趣旨及び設定方法に関する知識 3) 農薬使用基準設定の趣旨及び設定方法に関する知識
6. 農薬の安全使用・危害防止対策等	1) 散布作業者に対する安全性確保（使用上の注意事項の遵守等）に関する知識 2) 農産物の安全性確保（農薬の使用基準等の遵守）に関する知識 3) 環境に対する安全性確保に関する知識 4) 農薬の保管管理に関する知識 5) 農薬散布保護装備（防除衣、保護マスク、保護メガネ等）に関する知識
7. 指導的農薬取扱業者の任務	農薬の安全対策における指導的農薬取扱者の位置付け、指導的農薬取扱者の果たすべき役割、遵守すべき事項等

別表2

認定更新研修カリキュラム

科目	研修内容
1. 植物防疫一般	植物防疫及び農薬行政に関する基礎的な知識
2. 農薬一般	農薬の種類、特性、農薬生産に果たす役割のうち基礎的な事項
3. 関係法令	1) 農薬取締法に基づき、農薬取扱者が遵守すべき事項農薬の安全性確保に関する事項等のうち基礎的な事項 2) 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物又は劇物に指定された農薬の販売、保管管理等に関して遵守すべき基礎的な事項
4. 農薬の安全使用 危害防止対策等	1) 散布作業者に対する安全性確保（使用上の注意事項の遵守等）に関する基礎的な知識 2) 農作物の安全性確保（農薬使用基準等の遵守）に関する基礎的な知識 3) 環境に対する安全性確保に関する基礎的な知識 4) 農薬の保管管理に関する基礎的な知識 5) 農薬散布保護装備（防除衣、保護マスク、保護メガネ等）に関する基礎的な知識

別表 3

認定試験の試験項目等

試験項目	判定基準	出題要領	出題数	配点
1. 植物防疫一般に関する事項	○ 植物防疫行政一般及び農薬行政に関する一般的な知識を有していること。	○ 植物防疫及び農薬行政に関する一般的な内容で重要なものについて三者択一形式等で出題する。	3	6
2. 農薬一般に関する事項	○ 農薬の種類、特性、農業生産に果たす役割等に関する基礎的な知識を有していること。	○ 農薬の種類、特性、農業生産に果たす役割等に関する基礎的な内容について三者択一形式等で出題する。	5	10
3. 関係法令に関する事項	○ 農薬取締法に基づき、農薬取扱者が遵守すべき事項、農薬の安全性確保に関する事項等に関する知識を有していること。 ○ 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物又は劇物に指定された農薬の販売、保管管理に関する知識を有していること。	○ 農薬取締法に基づき、農薬取扱者が遵守すべき事項、農薬の安全性確保に関する事項等に関する内容について三者択一形式等で出題する。 ○ 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物又は劇物に指定された農薬の販売、保管管理に関する内容について三者択一形式等で出題する。	7	14
4. 病害虫、雑草防除等に関する事項	○ 農作物等を害する病害虫、雑草の種類及び防除法並びに植物成長調節剤の使用方法等に関する基礎的な知識を有していること。 ○ 農薬散布技術、防除機等に関する基礎的な知識を有していること。	○ 農作物等を害する病害虫、雑草の種類及び防除法並びに植物成長調節剤使用方法等に関する基礎的な内容について三者択一形式等で出題する。 ○ 農薬散布技術、防除機等に関する基礎的な内容について三者択一形式等で出題する。	16	32

試験項目	判定基準	出題要領	問題数	配点
5. 農薬の安全性評価及び各種基準の設定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農薬の安全性評価に関する基礎的な知識を有していること。 ○ 農薬の残留基準等設定の趣旨及び設定方法に関する基礎的な知識を有していること。 ○ 農薬使用基準設定の趣旨及び設定方法に関する基礎的な知識を有していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農薬の安全性評価に関する基礎的な内容について三者択一形式等で出題する。 ○ 農薬の残留基準等設定の趣旨及び設定方法に関する基礎的な内容について三者択一形式等で出題する。 ○ 農薬使用基準設定の趣旨及び設定方法に関する基礎的な内容について三者択一形式等で出題する。 	7	14
6. 農薬の安全使用、危害防止対策等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 散布作業者に対する安全性確保に関する知識を有していること。 ○ 農産物の安全性確保に関する知識を有していること。 ○ 環境に対する安全性確保に関する知識を有していること。 ○ 農薬の保管管理に関する知識を有していること。 ○ 農薬散布保護装備（防除衣、保護マスク、保護メガネ等）に関する知識を有していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 散布作業者に対する安全性確保に関する内容について三者択一形式等で出題する。 ○ 農産物の安全性確保に関する内容について三者択一形式等で出題する。 ○ 環境に対する安全性確保に関する内容について三者択一形式等で出題する。 ○ 農薬の保管管理に関する内容について三者択一形式等で出題する。 ○ 農薬散布保護装備（防除衣、保護マスク、保護メガネ等）に関する内容について三者択一形式等で出題する。 	10	20
7. 農薬管理指導士の任務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農薬の安全対策における農薬管理指導士の位置付け、農薬管理指導士の果たすべき役割、遵守すべき事項等に関する知識を有していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農薬の安全対策における農薬管理指導士の位置付け、農薬管理指導士の果たすべき役割、遵守すべき事項等に関する内容について三者択一形式等で出題する。 	2	4
計			50	100

宮崎県農薬管理指導士新規申込書

令和 年 月 日

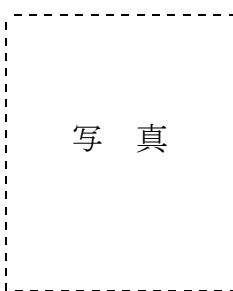
宮崎県知事 殿

宮崎県農薬管理指導士の

養成研修を受講
認定研修を受講

 したいので、下記の通り申込みます。
(どちらか一方の場合は○印を)

履 歴 書



郵便番号：
(郵便物が届くように記載)

住 所：

ふりがな
氏 名：

生年月日： 年 月 日

電話番号： (- -)

○勤務先の名 称：

// 郵便番号：

// 住 所：

// 電話番号： (- -)

○職 歴

実務経験証明

申請者は、 年 月 日より現在までの 年 ヶ月間、農薬の取扱業務
(販売・防除・指導)に従事していることを証明します。

令和 年 月 日

所在地

名称

勤務先の代表者

(注) 実務経験証明については、勤務先の代表者が記入し、実務経験の証明とする。

様式第 2 号

宮崎県農薬管理指導士更新研修申込書

令和 年 月 日

認定番号	認定証右上の番号 認定番号 — 号
氏 名	
生年月日	年 月 日
自宅住所 及び連絡先	〒 TEL (— —)
勤務先住所 及び連絡先	〒 TEL (— —)
勤務先名称	
業種区分	
受講会場名	

※ 業種区分は、農協、商系（農薬販売業）、防除業（造園業含む）、ゴルフ場、営農指導のいずれかを記入。いずれにも該当しない場合は具体的な業務内容を記入。

様式第4号

農薬管理指導士認定試験免除願

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

宮崎県農薬管理指導士認定事業実施要領第2の2の(3)の①の規定に基づき、認定試験の免除をお願いします。

記

1 添付書類

- (1) 資格証又は修了証（防除指導員又は農薬安全コンサルタント又は緑の安全管理士）の写し
- (2) 毒物劇物取扱責任者の資格証の写し

※ 上記の両方を満たしている場合に、試験免除願が有効になります。

宮崎県農薬管理指導士

認 定 証

住所

氏名

生年月日 年 月 日

認定期間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

宮崎県農薬管理指導士認定事業実施要領に基づき宮崎県農薬管理指導士として認定する。

令和 年 月 日

宮崎県知事

	第1回	第2回	第3回	第4回
更 新 印				

宮崎県農薬管理指導士変更届

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

認定番号 (-)

宮崎県農薬管理指導士認定事業実施要領第4の1の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更内容

変更前の内容

変更後の内容

(注1) 変更事項には、住所、氏名、勤務地の住所を記入すること。

(注2) 宮崎県以外の都道府県で農薬管理指導士またはこれと同等の資格の認定を受けた者が勤務地の変更により、変更届を提出する場合は、宮崎県以外の都道府県で認定を受けた農薬管理指導士またはこれと同等の資格の証の写しを添付するものとする。

別紙 1

農薬管理指導士の認定期間を更新した者に対する認定書への記載について

宮崎県農薬管理指導士認定要領第2の(5)の②に規定する農薬管理指導士の認定期間を更新した者に対する認定書への記載は下記のとおりとする。

記

1 次の内容を押印する

農薬管理指導士更新年月日まで

宮崎県農業普及技術課

別紙2

農薬管理指導士を設置している旨の店頭標示について

宮崎県農薬管理指導士認定事業実施要領第3に規定する店頭標示は、認定証あるいは下記のとおりとする。

記

1 規格

県章の下に「宮崎県農薬管理指導士」、「認定番号 号」をいれたものとする。